

議案第 88 号

石垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例

石垣市水道事業給水条例（平成 10 年石垣市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項及び第 5 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 44 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 12 月 4 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により、当該条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市水道事業給水条例(平成10年石垣市条例第4号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(工事の施行)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第5条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第44条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第44条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p>